株　主　各　位

証券コード：6533
平成29年３月14日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社デジタルアイデンティティ
代表取締役社長CEO　中　村　慶　郎

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

1.　日　　時　　平成29年３月29日（水曜日）午前10時（午前９時半開場予定）

2.　場　　所　　東京都千代田区平河町二丁目13番12号
ＴＫＰガーデンシティ永田町３階　カンファレンスルーム３Ｆ
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3.　目的事項

報告事項

1.　第８期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第８期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　　新設分割計画承認の件
第２号議案　　定款一部変更の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://digitalidentity.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は上記ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

1-1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得情勢は堅調に推移したものの、日銀が年初に導入したマイナス金利政策の効果は限定的でありました。また、様々な世界情勢の変化により株価や為替は大きく変動したものの、年末にかけて米国の経済政策への期待から円安ドル高が進み、株価も上昇しました。

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、平成28年には１兆3,100億円（前年比113.0％：株式会社電通発表）と前年に引続き伸長しており、中でも主力サービスである運用型広告市場は7,383億円（前年比118.6％：株式会社電通発表）と大きく伸長しております。

このような環境のもと、当社グループでは、デジタルマーケティング事業において主力サービスである運用型広告の拡販に引き続き注力するとともに、ライフテクノロジー事業では、主力アプリである「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」において、新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を講じ、収益拡大に向けた取組みを推進して参りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高4,920,420千円（前年同期比36.4％増）、営業利益303,447千円（前年同期比277.4％増）、経常利益298,647千円（前年同期比280.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益199,036千円（前年同期比394.6％増）となりました。

1-2.　資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

当社は、平成28年９月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額184,184千円の資金調達を行いました。

1-3. 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分		第７期 (平成27年12月期)	第８期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高	(百万円)	3,606	4,920
経常利益	(百万円)	78	298
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	40	199
１株当たり当期純利益	(円)	20.75	100.47
総資産	(百万円)	1,100	1,582
純資産	(百万円)	155	539
１株当たり純資産額	(円)	79.58	256.75

(注) １．当社では、第７期より連結計算書類を作成しているため、第６期（平成26年12月期）以前については記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

３．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

４．当社は、 平成28年６月８日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分		第５期 (平成25年12月期)	第６期 (平成26年12月期)	第７期 (平成27年12月期)	第８期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売上高	(百万円)	2,120	2,787	3,607	4,924
経常利益	(百万円)	27	25	81	305
当期純利益	(百万円)	7	23	42	204
１株当たり当期純利益	(円)	553.91	15.32	21.91	103.23
総資産	(百万円)	575	697	1,099	1,589
純資産	(百万円)	57	114	156	547
１株当たり純資産額	(円)	4,029.02	58.83	80.74	260.42

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

３．当社は、 平成28年６月８日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

1-4. 対処すべき課題

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし継続的に成長しております。当社グループはそのような事業環境の中で、顧客満足度の高いサービスを継続的に提供し、市場における更なる評価を得るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

(1) デジタルマーケティング事業

① 運用型広告の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計して参りました。今後も、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進して参ります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、インターネットメディアがテレビに次ぐ広告メディアへと成長しております。当社グループのデジタルマーケティング事業が属するインターネット広告市場は、平成28年には1兆3,100億円(前年比113.0%：株式会社電通発表)と前年に引続き伸長しており、中でも主力サービスである運用型広告市場は7,383億円(前年比118.6%：株式会社電通発表)と大きく伸長しております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させて参ります。

(2) ライフテクノロジー事業

① アプリ知名度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが開発したアプリの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得することにより、有効な広告枠の提供を行うことが可能となり、ライフテクノロジー事業における成長に加えデジタルマーケティング事業における有用な媒体として利用可能となります。そのため、より多くのユーザーに利用していただけるアプリを提供し、ユーザー数の拡大に努めて参ります。

② サービスラインアップの拡充

スマートフォンに代表される高機能モバイル端末の普及が世界的に進み、インターネットユーザーのスマートデバイスへの接触時間が増大している中で、消費者の生活に深く入り込んだ新たなサービスが相次いで提供され、関連するマーケットの拡大を見込んでおります。

当社グループは、これらの新しい潮流を確実に捉え、アプリを利用した専門家へのチャット相談という仕組みを活用し、金融、法律、教育などの分野でサービスラインアップの拡充に取り組み、新たな収益獲得手段の一つとして推進して参ります。

(3) 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はIoT(注1)やVR(注2)の進展、AI(人工知能)の活用等により、デジタルテクノロジーの進化が消費者の行動を著しく変化させております。このような事業環境の基で、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(注) 1．IoTとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。

2．VRとは、バーチャルリアリティの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

(4) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、デジタルマーケティング市場及びアプリ市場においてもグローバル化が進んでおり、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。

かかる課題に対して、当社グループでは市場調査をすすめており、デジタルマーケティング事業においては、海外の投資用不動産のポータルサイトである「Global Homes」を運営しており、ライフテクノロジー事業においては、アプリ既存タイトルの海外展開の可能性等を検討しております。

(5) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進して参ります。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進して参ります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めて参ります。

1-5. 主要な事業内容

事業内容	主なサービス
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
ライフテクノロジー事業	アプリ制作・運営

1-6. 主要な事業所及び使用人の状況

(1) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

支社：九州支社（福岡県福岡市）

② 子会社

株式会社DI Continents(本社：東京都渋谷区)

(2) 使用人の状況

使用人数 85名（前連結会計年度末比４名増）

平均年齢 30歳

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　　称	住　　所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）
株式会社DI Continents	東京都渋谷区	4,000	デジタルマーケティング事業	66.9

1-8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	54,694千円
株式会社りそな銀行	25,149千円
株式会社商工組合中央金庫	13,760千円

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 株式に関する事項

2-1. 上位10名の株主の状況

① 発行可能株式総数　7,750,000株

② 発行済株式の総数　2,101,900株

③ 当事業年度末の株主数　1,088名

④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
中　村　慶　郎	399,850株	19.0%
佐　藤　亨　樹	399,850株	19.0%
慶キャピタル株式会社	193,800株	9.2%
TSK capital株式会社	193,800株	9.2%
鈴　木　謙　司	93,400株	4.4%
株式会社SBI証券	55,800株	2.6%
日本証券金融株式会社	44,500株	2.1%
脇　山　季　秋	36,000株	1.7%
松井証券株式会社	29,100株	1.3%
石　田　孝　之	27,000株	1.2%

2-2. その他株式に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

3.　新株予約権等に関する事項

3-1.　当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権
新株予約権の数	3,183個
保有人数 　当社取締役	６名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　318,300株
新株予約権の発行価額	無償発行
権利行使時１株当たりの行使価額	65円
新株予約権の行使期間	自　平成28年10月15日 至　平成36年10月10日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）　新株予約権の主な行使条件

①　新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

②　新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

名称	第２回新株予約権
新株予約権の数	40個
保有人数 　当社取締役	２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　4,000株
新株予約権の発行価額	無償発行
権利行使時１株当たりの行使価額	74円
新株予約権の行使期間	自　平成30年３月31日 至　平成38年３月26日

新株予約権の主な行使条件	（注）

（注） 新株予約権の主な行使条件

① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

3-2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第２回新株予約権
新株予約権の数	50個
交付人数	５名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　5,000株
新株予約権の発行価額	無償発行
権利行使時１株当たりの行使価額	74円
新株予約権の行使期間	自　平成30年３月31日 至　平成38年３月26日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注） 新株予約権の主な行使条件

① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役

地　位	氏　　名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	中　村　慶　郎		株式会社DI Continents代表取締役社長
代表取締役COO	佐　藤　亨　樹		株式会社DI Continents取締役
取締役	石　田　孝　之	デジタルマーケティング事業担当	
取締役	鈴　木　謙　司	デジタルマーケティング事業担当	
取締役CFO	五代儀　直　美		
取締役	山　本　雄　貴	ライフテクノロジー事業担当	
取締役	若　松　俊　樹		株式会社イワキ監査役
常勤監査役	石　﨑　文　雄		株式会社DI Continents監査役
監査役	杉　浦　直　樹		株式会社アセットプライム代表取締役 税理士法人アセットプライム代表社員 杉浦公認会計士事務所代表
監査役	岩　波　竜太郎		岩波公認会計士事務所代表 アイプラスアドバイザリー株式会社 代表取締役

（注）１．取締役若松俊樹氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査役石﨑文雄氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
４．監査役杉浦直樹氏、岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役若松俊樹氏、監査役石﨑文雄氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
６．取締役若松俊樹氏、監査役杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

4-2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としています。

4-3. 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	７人 （1人）	97,220千円 （1,400千円）
監査役	３人	6,859千円
計	10人	104,079千円

(注)監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

4-4. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	若　松　俊　樹	平成28年６月就任後に14回開催された取締役会すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制等の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	石　﨑　文　雄	当事業年度開催の取締役会22回、監査役連絡会５回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	杉　浦　直　樹	当事業年度開催の取締役会22回、監査役連絡会５回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	岩　波　竜太郎	平成28年３月の就任後、18回開催された取締役会および12回開催された監査役会すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

4-5. 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4人	8,259千円

4-6. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

5. 会計監査人の状況

5-1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　11,070千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　12,070千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

5-4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5-5. 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。

(b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。

(c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は適時適切に対応する。

(d) 当社は、コーポレートマネジメント部門をして、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規定に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

(a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。

(b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。

(c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。

⑦　監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

・重要な機関決定事項

・経営状況のうち重要な事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
・重大な法令・定款違反
・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
・その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。

⑨ その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門およびグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、又、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

(b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。

(c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成28年１月１日から平成28年12月31日）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(a) 主な会議開催状況として、取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。また、平成28年６月に社外取締役を選任し、その後開催された取締役会14回すべてに社外取締役は出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めてまいりました。その他、監査役会を12回、監査役連絡会を５回開催いたしました。

(b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長CEO及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

＜備考＞

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年12月31日　現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,516,206	流動負債	1,000,793
現金及び預金	466,026	買掛金	635,255
受取手形及び売掛金	712,536	１年内返済予定の長期借入金	51,706
仕掛品	2,900	未払法人税等	90,003
繰延税金資産	6,149	未払消費税等	97,096
預け金	294,406	賞与引当金	5,000
その他	34,186	その他	121,731
固定資産	66,157	固定負債	41,897
有形固定資産	5,126	長期借入金	41,897
建物	4,265	負債合計	1,042,690
工具、器具及び備品	861	（純資産の部）	
無形固定資産	18,405	株主資本	539,672
ソフトウェア	15,839	資本金	182,829
のれん	2,566	資本剰余金	110,084
投資その他の資産	42,624	利益剰余金	246,759
投資有価証券	3,150		
繰延税金資産	2,455		
その他	37,019	純資産合計	539,672
資産合計	1,582,363	負債・純資産合計	1,582,363

連結損益計算書

（自平成28年１月１日　至平成28年12月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		4,920,420
売上原価		4,051,254
売上総利益		869,165
販売費及び一般管理費		565,718
営業利益		303,447
営業外収益		
受取利息	413	
その他	10	423
営業外費用		
支払利息	2,610	
株式交付費	2,613	5,223
経常利益		298,647
特別利益		
補助金収入	856	856
税金等調整前当期純利益		299,504
法人税、住民税及び事業税	99,275	
法人税等調整額	2,731	102,006
当期純利益		197,497
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,538
親会社株主に帰属する当期純利益		199,036

貸借対照表

（平成28年12月31日　現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,518,464	流動負債	1,000,689
現金及び預金	465,390	買掛金	635,255
受取手形	43,675	１年内返済予定の長期借入金	51,706
売掛金	672,263	未払金	33,718
仕掛品	2,900	未払費用	31,032
前渡金	108	未払法人税等	89,933
前払費用	11,622	未払消費税等	97,096
繰延税金資産	6,149	前受金	38,141
預け金	294,406	預り金	18,520
その他	21,948	賞与引当金	5,000
固定資産	71,507	その他	284
有形固定資産	5,126	固定負債	41,897
建物	4,265	長期借入金	41,897
工具、器具及び備品	861	負債合計	1,042,586
無形固定資産	18,405	（純資産の部）	
ソフトウエア	15,839	株主資本	547,384
のれん	2,566	資本金	182,829
投資その他の資産	47,974	資本剰余金	110,084
投資有価証券	3,150	資本準備金	110,084
関係会社株式	5,350	利益剰余金	254,471
長期前払費用	142	その他利益剰余金	254,471
繰延税金資産	2,455	繰越利益剰余金	254,471
その他	36,877	純資産合計	547,384
資産合計	1,589,971	負債・純資産合計	1,589,971

損 益 計 算 書

（自平成28年１月１日　至平成28年12月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		4,924,620
売上原価		4,049,047
売上総利益		875,572
販売費及び一般管理費		565,430
営業利益		310,141
営業外収益		
受取利息	413	
業務受託料	600	
その他	10	1,023
営業外費用		
支払利息	2,610	
株式交付費	2,613	5,223
経常利益		305,942
特別利益		
補助金収入	500	500
税引前当期純利益		306,442
法人税、住民税及び事業税	99,205	
法人税等調整額	2,731	101,936
当期純利益		204,505

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月24日

株式会社デジタルアイデンティティ
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向　井　　誠　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　居　幹　也　印

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社デジタルアイデンティティの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルアイデンティティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年２月24日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制へ移行することを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月24日

株式会社デジタルアイデンティティ
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向　井　　誠　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　居　幹　也　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社デジタルアイデンティティの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年２月24日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制へ移行することを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月24日

株式会社デジタルアイデンティティ　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	石　崎　文　雄　印
監査役 (社外監査役)	杉　浦　直　樹　印
監査役 (社外監査役)	岩　波　竜　太　郎　印

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　新設分割計画承認の件

１．新設分割を行う理由

当社グループは、企業ビジョンである「創造の連鎖」の実現を目指し、インターネット広告代理事業を中心としたデジタルマーケティング事業からスタートした事業領域を、テクノロジーとマーケティングで消費者を繋ぐプラットフォームを運営するライフテクノロジー事業へと拡大して参りました。

今後も、主力事業であるデジタルマーケティング事業においては、順調に拡大を続けるインターネット広告市場の成長率を超える速さで成長させていくとともに、ライフテクノロジー事業を始めとした、新たなインターネットの潮流を捉えた成長分野へも積極的に挑戦し、企業価値の継続的な向上を目指して参ります。

将来にわたる持続的な企業価値創造の実現のため、今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。移行の目的は以下のとおりです。

（１）グループ経営戦略機能の強化

主力事業であるデジタルマーケティング事業において、市場成長を着実に捉えた継続的・安定的な拡大を図るとともに、内部留保の有効活用により、成長性・収益性の高い事業領域に積極的に挑戦し、持続的な利益成長実現を目指すことが重要な課題と考えております。

持株会社体制に移行することにより、M&Aや新規事業創出に戦略的かつ機動的に対応できる組織体制を構築いたします。

（２）各事業会社の自律的経営による効率経営の実現

各事業会社の権限と責任を明確化し、自律的な経営の推進により、意思決定の迅速化による効率的かつ機動的な事業運営を図ります。

（３）経営者人材の育成

事業会社のマネージメント経験等の機会を積極的に創出することにより、当社グループを牽引する次世代経営人材の育成を図ります。

２．新設分割計画の内容の概要（デジタルマーケティング事業）

新設分割計画書（写）

株式会社デジタルアイデンティティ（平成29年７月３日付で「株式会社Orchestra Holdings」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社がデジタルマーケティング事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社デジタルアイデンティティ（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことに関して、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第１条（新設会社の概要）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号とする。

第２条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

鈴木謙司、石田孝之、柳径太

(2) 設立時監査役

石﨑文雄

第３条（承継する権利義務）

１．新設会社は、分割期日（第６条において定義する。）において、当社から別紙２「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継する。

２．新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第４条（新設分割に際して交付される株式の数等）

新設会社は、本件分割に際して、前条第１項に規定する権利義務に代わるものとして、当社に対して、新設会社の普通株式2,000株を交付する。

第５条（資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の資本金及び準備金の額は、下記のとおりとする。

記

(1)資本金の額	金100,000,000円
(2)資本準備金の額	金０円
(3)その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
(4)利益剰余金の額	金０円

第６条（分割期日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成29年７月３日とする。

ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会による決議に従い、これを変更することができる。

第７条（本計画書の効力）

本計画書は、分割期日までに、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第８条（競業避止義務）

当社は、分割期日以降、本件事業に関し、新設会社に対して競業避止義務を負わない。

第９条（公租公課）

新設分割が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第10条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画書作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（規定外事項）

本計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成29年２月24日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社デジタルアイデンティティ
代表取締役社長CEO　中村　慶郎　印

（別紙１）

定　　款

第１章　総　　則

第１条　（商号）

当会社は、株式会社デジタルアイデンティティと称し、英文ではDigital Identity Inc.と表示する。

第２条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営

(2) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務

(3) ファンド（有限責任事業組合・匿名組合等）の組成・運用・管理業務

(4) 経営一般に関するコンサルティング業務

(5) 有価証券の保有、管理、運用及び取得等の投資事業

(6) 投資助言・代理業

(7) M&A、会社の事業提携等の斡旋及びコンサルティング業務

(8) ITシステムの構築及びコンサルティング業務

(9) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務

(10) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱

(11) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務

(12) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス

(13) 宣伝広告表現の企画及び制作

(14) 商品（含サービス）の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施

(15) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施

(16) 芸能タレントの斡旋業

(17) 出版業

(18) 情報の処理、提供及びその研究開発

(19) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売

(20) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施

(21) マーケティングリサーチ業務

(22) 不動産の売買、賃貸、その仲介、鑑定及び管理

(23) 有料職業紹介業
(24) 労働者派遣事業
(25) 前各号に附帯関連する一切の業務

第３条 （本店所在地）
当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第４条 （機関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役

第５条 （公告の方法）
当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章 株 式

第６条 （発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

第７条 （株式の譲渡制限）
１．当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。
２．前項の承認機関は、取締役会とする。

第８条 （株主の割当てを受ける権利等の決定）
株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めるものとする。

第９条 （株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章 株主総会

第10条（招 集）
当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第11条（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第12条（招集権者及び議長）
1．株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2．取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条（決議の方法）
1．株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）
1．株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

第16条（員数）
当会社の取締役は、6名以内とする。

第17条（選任方法）
1．取締役は、株主総会において選任する。
2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3．取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第18条（任期）
1．取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

１．取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

第20条（取締役会の招集権者及び議長）

１．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第21条（取締役会の招集通知）

１．取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第22条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第23条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第24条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役の責任免除）

１．当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

第26条（員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第27条（選任方法）

１．監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条（任期）

１．監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条（監査役の責任免除）

１．当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　計　　算

第31条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第32条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第33条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第34条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務をのがれる。

附　　則

第１条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年12月31日までとする。

第２条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

（別紙２）

承継権利義務明細表

本件分割により新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日における、以下に記載する当社の資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については、本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1)資産	①流動資産 本件事業に属する現金及び預金、売掛金、前払費用及びその他一切の流動資産 ②固定資産 本件事業に属する建物付属設備、什器備品、長期前払費用、本件事業に属する長期貸付金等の投資及びその他一切の固定資産
(2)負債	本件事業に属する支払手形、買掛金、未払金、未払費用等の流動負債。なお、本件事業に属する固定負債は存在しない。
(3)雇用契約	本件事業に主として従事する当社の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
(4)その他の権利義務等	①雇用契約以外の契約 専ら本件事業に関して甲が締結したライセンス契約、取引基本契約、業務委託契約及びその他の契約（以下「承継対象契約」という。）に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務。なお、以下の契約は、承継対象契約に含まれない。 (i) 平成28年12月６日付で、株式会社東急コミュニティーと締結した定期建物賃貸借契約書 (ii) 平成28年12月27日付で、株式会社竹中工務店と締結した定期貸室賃貸借契約書 ②許認可等 本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの

３．新設分割計画の内容の概要（ライフテクノロジー事業）

新設分割計画書（写）

株式会社デジタルアイデンティティ（平成29年７月３日付で「株式会社Orchestra Holdings」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社がライフテクノロジー事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ライフテクノロジー（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本件分割」という。）を行うことに関して、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第１条（新設会社の概要）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号とする。

第２条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

山本雄貴、中村慶郎、佐藤亨樹

(2) 設立時監査役

石﨑文雄

第３条（承継する権利義務）

１.新設会社は、分割期日（第6条において定義する。）において、当社から別紙２「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を承継する。

２.新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第４条（新設分割に際して交付される株式の数等）

新設会社は、本件分割に際して、前条第１項に規定する権利義務に代わるものとして、当社に対して、新設会社の普通株式1,000株を交付する。

第５条（資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の資本金及び準備金の額は、下記のとおりとする。

記

(1)資本金の額	金50,000,000円
(2)資本準備金の額	金０円
(3)その他資本剰余金の額	会社計算規則第49条第１項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額
(4)利益剰余金の額	金０円

第６条（分割期日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成29年７月３日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会による決議に従い、これを変更することができる。

第７条（本計画書の効力）

本計画書は、分割期日までに、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第８条（競業避止義務）

当社は、分割期日以降、本件事業に関し、新設会社に対して競業避止義務を負わない。

第９条（公租公課）

新設分割が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第10条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画書作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（規定外事項）

本計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成29年２月24日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社デジタルアイデンティティ
代表取締役社長CEO　中村　慶郎　印

（別紙１）

定　　款

第１章　総則

第１条　（商号）

当会社は、株式会社ライフテクノロジーと称し、英文ではLife Technology Inc.と表示する。

第２条　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) アプリケーションシステムの開発、設計、賃貸、販売、保守
(2) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営
(3) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務
(4) 経営一般に関するコンサルティング業務
(5) ITシステムの構築及びコンサルティング業務
(6) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務
(7) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱
(8) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
(9) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス
(10) 宣伝広告表現の企画及び制作
(11) 商品（含サービス）の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施
(12) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
(13) 芸能タレントの斡旋業
(14) 出版業
(15) 情報の処理、提供及びその研究開発
(16) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売
(17) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施
(18) マーケティングリサーチ業務
(19) 前各号に附帯関連する一切の業務

第３条　（本店所在地）

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第４条　（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

第５条　（公告の方法）

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

第６条　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

第７条　（株式の譲渡制限）

１．当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

２．前項の承認機関は、取締役会とする。

第８条　（株主の割当てを受ける権利等の決定）

株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めるものとする。

第９条　（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

第10条（招　集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第11条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第12条（招集権者及び議長）

１．株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第14条（決議の方法）

1．株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

1．株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

第16条（員数）

当会社の取締役は、6名以内とする。

第17条（選任方法）

1．取締役は、株主総会において選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3．取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第18条（任期）

1．取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2．補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第19条（代表取締役及び役付取締役）

1．取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2．取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

第20条（取締役会の招集権者及び議長）

1．取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第21条（取締役会の招集通知）
1．取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第22条（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第23条（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第24条（取締役の報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役の責任免除）
1．当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。
2．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

第26条（員数）
当会社の監査役は、3名以内とする。

第27条（選任方法）
1．監査役は、株主総会において選任する。
2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条（任期）

１．監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条（監査役の責任免除）

１．当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　計　　算

第31条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第32条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第33条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第34条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務をのがれる。

附　　則

第１条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年12月31日までとする。

第２条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

（別紙２）

承継権利義務明細表

本件分割により新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日における、以下に記載する当社の資産、負債、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については、本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

(1)資産	①流動資産 本件事業に属する現金及び預金、売掛金、前払費用及びその他一切の流動資産 ②固定資産 本件事業に属する建物付属設備、什器備品、長期前払費用、本件事業に属する長期貸付金等の投資及びその他一切の固定資産
(2)負債	本件事業に属する支払手形、買掛金、未払金、未払費用等の流動負債。なお、本件事業に属する固定負債は存在しない。
(3)雇用契約	本件事業に主として従事する当社の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
(4)その他の権利義務等	①雇用契約以外の契約 専ら本件事業に関して甲が締結したライセンス契約、取引基本契約、業務委託契約及びその他の契約（以下「承継対象契約」という。）に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務。なお、以下の契約は、承継対象契約に含まれない。 (i) 平成28年12月６日付で、株式会社東急コミュニティーと締結した定期建物賃貸借契約書 ②許認可等 本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの

４．会社法施行規則第205条に定める内容の概要

（１）新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数に関する定めの相当性に関する事項

新設分割設立会社である株式会社デジタルアイデンティティは普通株式2,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。また、新設分割設立会社である株式会社ライフテクノロジーは普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。これらの新設分割に際して当社に交付される新設分割設立会社の株式数につきましては、これらの新設分割により発行されるすべての株式が当社に交付されること、また、かかる交付される株式数によって当社と各新設分割設立会社との実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮して、上記株式数が相当であると判断し、決定いたしました。

（２）新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

各新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、効力発生後の新設分割設立会社の事業規模や資本政策等を勘案した上で、法令に定める範囲内において、各新設分割計画書第５条に記載の資本金及び準備金の額が相当であると判断し、決定いたしました。

（３）当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

第１号議案「新設分割計画承認の件」に上程しておりますとおり、当社は平成29年７月３日付で、当社が営んでいるデジタルマーケティング事業、ライフテクノロジー事業を新設分割により分社化し、新設する株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社ライフテクノロジーにそれぞれ承継させ、持株会社体制に移行する予定です（当社は同日付で商号を株式会社Orchestra Holdingsに変更する予定です。）。これに伴い、現行定款の第１条（商号）及び第２条（目的）の変更を行い、附則第１条をもって、これらの変更は第１号議案「新設分割計画承認の件」が承認可決されること及び新設分割の効力が発生することを条件として、平成29年７月３日付でその効力が生じることを明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条　（商号） 当会社は、株式会社デジタルアイデンティティと称し、英文ではDigital Identity Inc.と表示する。	第１条　（商号） 当会社は、株式会社Orchestra Holdingsと称し、英文ではOrchestra Holdings Inc.と表示する。
第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を行う会社(外国会社を含む。)、組合（外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の活動を支配又は管理することを目的とする。
(1)～(24)　　(条文省略) (25)　　(新　　設) (26)　　(条文省略)	(1)～(24)　　(現行どおり) (25) アプリケーションシステムの開発、設計、賃貸、販売、保守 (26) 前各号に付帯関連する一切の業務

現　行　定　款	変　更　案
第３条～第５条　　（条文省略）	第３条～第５条　　（現行どおり）
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条～第11条　　（条文省略）	第６条～第11条　　（現行どおり）
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第12条～第17条　　（条文省略）	第12条～第17条　　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第18条～第27条　　（条文省略）	第18条～第27条　　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第28条～第35条　　（条文省略）	第28条～第35条　　（現行どおり）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第36条～第38条　　（条文省略）	第36条～第38条　　（現行どおり）
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第39条～第42条　　（条文省略）	第39条～第42条　　（現行どおり）
（新　　設）	附　　則 第１条 本定款第１条(商号)及び第２条(目的)の変更は、平成29年３月29日開催予定の定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認可決されること及び当該新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が生じるものとする。 第２条 本附則は、前条に定める効力発生日の経過をもって削除する。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会 会場ご案内図

会場　ＴＫＰガーデンシティ永田町

東京都千代田区平河町二丁目13番12号　東京平河町ビル



交通のご案内

東京メトロ（有楽町線／南北線／半蔵門線）　永田町駅４番出口より徒歩４分

半蔵門線　半蔵門駅１番出口より徒歩５分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。